

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
社会福祉士養成所長様

証明書No.

令和 年 月 日

施設・事業所・機関の 所在地及び名称	〒			－					証明印
代 表 者 氏 名 (役 職 ・ 氏 名)									
電 話 番 号									
証 明 書 作 成 者	所 属 ・ 役 職 等				氏 名			認 印	
									

所の入学・実習免除に必要な相談援助の業務に

☐ 従事した

☐ 従事する見込みである

ことを証明します。

業 務 内 容 (アからエまでの業務をすべて行っていることが必要です。)

- | | |
|---|--|
| ア | 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 |
| イ | 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 |
| ウ | 患者の社会復帰に係る相談援助 |
| エ | 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動 |

フリガナ				生 年 月 日						
氏 名				☐ 昭和	年 月 日生					
				☐ 平成						
医療機関の名称										
医療機関種類	☐ 病 院	☐ 診 療 所			該 当 通 知 番 号					
職 種 (資格該当職名)						1 - (11)				
従 業 期 間	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和			年			月			日から
	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和			年			月			日まで
	証明書記入時に必要な従業期間に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日まで記入してください。（1日でも不足する場合は、認められません。）									

- (注) 1. 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、入学後に、実務経験証明書を改めて提出してください。必要な従事期間を満たした実務経験証明書が提出されない場合は、入学資格を満たさなかったものとして、無効になりますので注意してください。
2. 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印(証明印)で訂正してください。修正液で訂正したものは証明書として無効ですので、注意してください。
3. 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。
4. 証明された内容について、虚偽または不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」の定めにより社会福祉士登録の取り消しを受けます。受講中または修了後に判明した場合は、受講もしくは修了の取り消しとなります。実務経験が入学要件となっている場合は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)第4条に基づく入学資格と照らし合わせ、履修・出席科目が全て無効となることがあります(4年制大学卒等を除く)。